

警察庁丙審犯被発第 57 号
令和 6 年 10 月 16 日

厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 殿

警察庁長官官房審議官
（犯罪被害者等施策担当）
若 田 英
（公印省略）

令和 6 年度「犯罪被害者週間」について（協力依頼）

警察庁においては、第 4 次犯罪被害者等基本計画（令和 3 年 3 月 30 日閣議決定）に基づき、犯罪被害者等に関する国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組として、内閣府、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（11 月 25 日から 12 月 1 日まで）」に合わせて広報啓発活動を集中的に実施するとともに、地方公共団体に対して、広報啓発活動を実施するよう要請しております。

貴省におかれましては、本取組の趣旨を踏まえ、今年度の「犯罪被害者週間」における広報啓発活動の取組に御協力いただきますようお願いいたします。

また、警察庁においては、当該週間に合わせて、別添のとおり、犯罪被害者週間中央イベントを開催いたしますので、貴省における職員等の御出席・御視聴について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、貴省の関係機関・団体等に対しても、本件について御周知くださいますよう、重ねてお願いいたします。

【本件担当】

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課 森山、気田、猪股

電話 03-3581-0141（内 2817、2814、2815）

E-mail g.crimevictimes@npa.go.jp

各府省庁犯罪被害者等施策担当官 殿

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課

「犯罪被害者週間」中央イベントにおけるパネル等展示について（依頼）

日頃から犯罪被害者等施策の推進について、御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

警察庁では、毎年度、「犯罪被害者週間」広報啓発事業として中央イベントを開催し、会場にてパネル、ポスター等の展示コーナーを設け、各府省庁、地方公共団体の犯罪被害者施策の取組及び犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体の活動を紹介しております。

つきましては、本年度の開催に当たり、本イベントの趣旨を御理解いただくとともに、各府省庁の施策を広く周知する機会として、積極的なパネル等展示への御協力をお願いいたします。

記

1 中央イベント開催日時・会場等

令和6年11月29日（金）13:30～16:30

東京都渋谷区神宮前5-53-67（東京ウィメンズプラザ）

定員 200人

2 展示方法

会場に展示コーナーを設置し、各府省庁、地方公共団体、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体から提出いただいたパネル、ポスター等を掲出し、来場者に犯罪被害者等施策の取組や活動の紹介を行います。

来場者に対してパンフレット等の配布を希望する場合は、当日のプログラム等とともに配布しますので、210部を御用意ください。

3 申込方法

別添申込書に御記入の上、期日までに、申込み先（犯罪被害者週間大会事務局）まで電子メールで直接お申し込みください。

4 申込締切

令和6年11月6日（水）

5 その他

- (1) 展示物は、当日持込み又は事前送付となります。
- (2) 展示スペースの都合により、希望された数量を展示できない場合がありますが、あらかじめ御了承をお願いします。
- (3) 申込み受付後、各府省庁の担当者宛てに犯罪被害者週間大会事務局から、展示物の発送日、発送先、展示方法等に関する連絡が入ります。
- (4) 展示物送付にかかる費用は、各府省庁の御負担となりますが、返送にかかる費用については犯罪被害者週間大会事務局で負担します。

6 申込み先

犯罪被害者週間大会事務局（株式会社プラム）

電話：042-794-9303

E-Mail：higaishashukan@sirius.ocn.ne.jp

7 問合せ先

警察庁犯罪被害者等施策推進課 森山、気田、猪股

電話： 03-3581-0141（内）2817、2814、2815

E-Mail：g.crimevictimes@npa.go.jp